

本号で公布された条例のあらまし

職員の高齢者部分休業に関する条例（埼玉県条例第三十号）（人事課）

一 趣旨

地方公務員法第二十六条の三の規定に基づき、高齢期の職員の多様な働き方の推進に資するため、職員の定年の引上げに合わせて、高齢者部分休業制度を設けるもの

二 内容

(一) 休業時間

一週間当たりの勤務時間の二分の一を超えない範囲内

(二) 給与

減額して支給

三 施行期日

令和五年四月一日